

# 西宮市道路承認工事に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条に規定する工事（以下「承認工事」という。）の施行を道路管理者が承認する場合の基準について法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 道路管理者は承認工事の施行を承認する場合には、当該承認工事により、現状の道路の機能及び構造を維持若しくは向上させるもので、かつ道路管理上支障のないものについて、交通の安全等を総合的に判断し、承認することができる。

2道路管理者は承認工事の施行を承認する場合には、道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)及び西宮市標準構造図等の技術基準に適合するものについて、承認することができる。

(歩道切下げ等に関する承認基準)

第3条 自動車歩道等を横断して、車庫・駐車場に乘入れるための歩道切下げその他の乗入れ施設設置工事に関し、承認基準をつぎのとおり定める。

- (1) 乗入れ口の標準幅は3メートルとし、通行車両の必要に応じ、最大幅5メートルまでを承認する。ただし、大型車両の出入等で5メートルを超える場合には、道路管理者は車両軌跡図により必要幅を承認することができる。
- (2) 乗入れ施設は、交差点、曲がり角、消火栓又は横断歩道から5メートル以上、バス停留所又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以上の距離を保って設置しなければならない。ただし、やむを得ぬと道路管理者が認めた場合は、距離を短縮することができる。
- (3) 車道へ取り合せる角度は、原則として直角又はそれに近い角度とする。また、2台を超える自動車が同時に並列発進可能な車庫・駐車場への乗入れ施設の新設は、道路管理者が特に認める場合を除き承認しない。

(道路予定地)

第4条 法第91条に規定する道路予定地については、この要綱の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

## 条文説明

第1条 この要綱は、「この承認は、自由裁量に属するものと解される。・・・<中略>・・・個別的な処理に当って恣意にわたり不当な結果を生ずることがないように、運用上は、規則等の形式で一般的な処理方針を確立しておくことが望ましい。」（「道路法解説」道路法研究会著129頁より）の趣旨に沿って制定するものです。

「その他別に定めるもの」とは法令より下位にある「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」等の他の規制を想定している。

第2条「承認工事」の各々の工事内容に対応できる承認基準の制定は不可能であるので基本方針を明らかにするものです。

「小型構造物標準図等」の「等」は安全施設標準構造図がある。

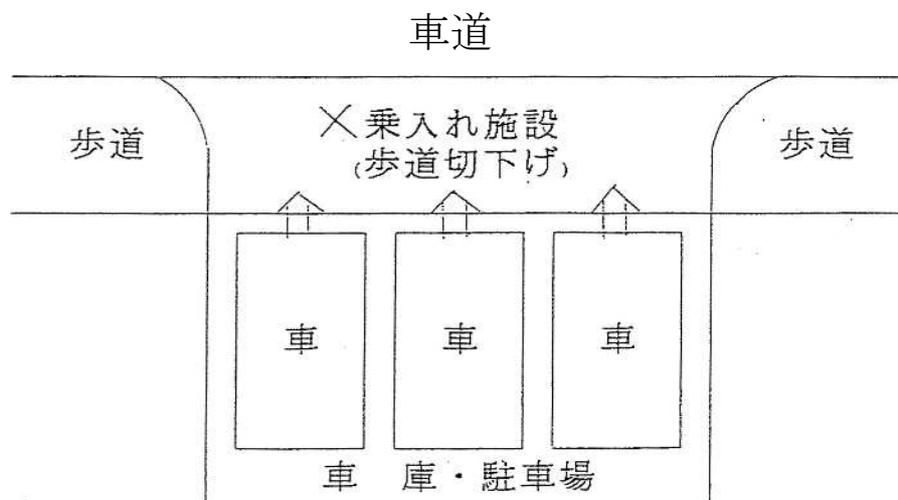
第3条「承認工事」の内、歩道切下げ、L型側溝の切下げ、縁石の切下げ、U型側溝の改築を伴う蓋架け等についての承認基準を示すものです。

第1号 「乗入れ口」とは道路と車庫・駐車場敷地の接する間口部分をいう。

第2号 車両交通、歩行者の安全確保等のため、乗入れ施設の設置位置を制限するものです。

第3号 交通の安全確保のため、原則的に車道への発進角度は直角とするが、敷地と道路との関係において直角とすることが不可能な場合は、その角度を緩和することができる。

また、下図のように3台以上の車が同時に並列発進することが可能な乗入れ施設の新設は、交通の危険防止のため、緊急用自動車等特別な場合を除き、規制するものです。



第4条 法第91条に規定する道路予定地への本要綱の準用を明文化したものです。